

令和6年度

妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートします！

出産・子育て応援給付金について

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施するため、国が「出産・子育て応援交付金事業」を創設しました。

石川町では、これまで取り組んできた相談支援を継続し、伴走型相談支援の充実を図るとともに、新たに妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金を交付する経済的支援を実施します。

○対象者

令和6年4月1日以降に、妊娠届出をされた妊婦の方または出生した子どもを養育する方

○伴走型相談支援

時期	内容	
①妊娠届出時 (母子健康手帳交付)	面談・アンケート	保健師等が面談を実施し、妊娠～出産までの見通しや過ごし方、必要となる手続き、サービス等を確認します。
②妊婦訪問時 (妊娠8か月～)	面談・アンケート	保健師等がご自宅に訪問し、出産に向けての準備、産後必要な手続き、サービス等について確認します。また、おむつ等の育児用品を支給します。
③乳児家庭全戸訪問 (産後1～2か月頃)	面談・アンケート	保健師等がご自宅に訪問し、利用できるサービス等の紹介、育児に関する相談等に応じます。

※その他、子育てアプリ等を通じて、子育てに関する継続的な情報を発信します。

○経済的支援

交付内容	要件・条件(必須)	申請方法
①出産応援ギフト (現金5万円)	妊娠届出時の面談 アンケート回答	妊娠届出時にご案内します。
②子育て応援ギフト (子ども一人あたり 現金5万円)	乳児家庭全戸訪問時の面談・ アンケート回答	乳児家庭全戸訪問時にご案内します。

※申請には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し)と、振込先口座が確認できる書類(通帳の写し)が必要となります。

ご不明な点は下記までご相談ください。

石川町 保健福祉課 こども家庭係 ☎ 26-9141